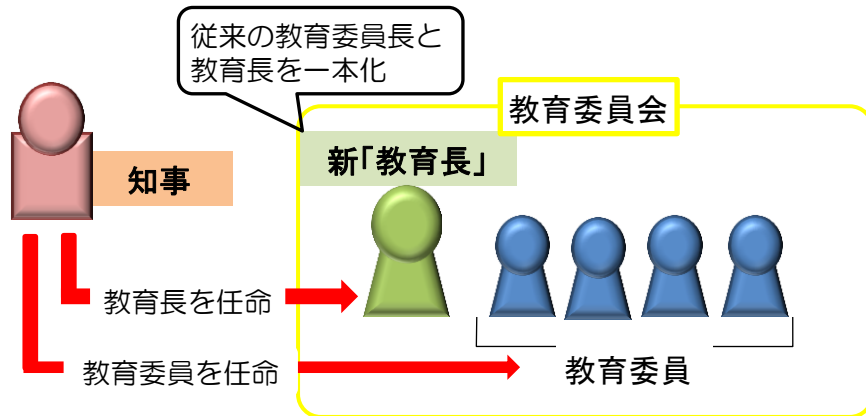


石川県総合教育会議の設置について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」(H27.4.1施行)のねらい

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図る

ポイント1 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

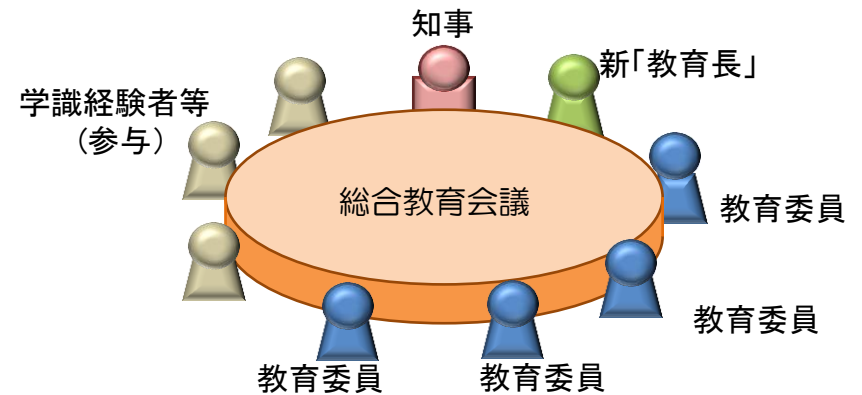


○知事が議会同意を得て、新教育長を直接任命する

※ただし、法施行時（H27.4.1）において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、現行制度の教育長として在職する。

○新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する

ポイント2 すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



○構成員は、知事と教育委員会

○必要に応じ学識経験者等から意見を聴くことができる

◆会議における協議・調整事項は以下のとおり

- ① 「教育に関する大綱」の策定
- ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③ 緊急の場合に講ずべき措置

ポイント3 教育に関する「大綱」を知事が策定

- ・教育の目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- ・総合教育会議において協議・調整し、知事が策定